

平成 22 年 3 月 18 日  
社団法人 投資信託協会

## 「交付目論見書の作成に関する規則」等の制定等について

### ．制定の目的

交付目論見書の簡潔化については、平成 20 年以来検討を進めてきたところであるが、平成 21 年 12 月 28 日に特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等が公布され、本年 7 月 1 日から施行されることから、内閣府令の改正を円滑に実施し、交付目論見書の開示情報の適正化を図ることにより、投資者保護に資するため、投資信託の交付目論見書の作成に関する規則の制定等の規則整備を行うこととする。

### ．主な制定及び改正の内容

#### 1 ． 制定する規則等

- ・ 交付目論見書の作成に関する規則
- ・ 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

#### 2 ． 改正する指針

- ・ 商品分類に関する指針

「商品分類に関する指針」に「 ．」として、「 ．」に定める記載例「商品分類及び属性区分の一覧表の様式及び記載上の留意事項について」の適用について、「交付目論見書の作成に関する規則」を適用する旨を新設する。

#### 3 ． 廃止するガイドライン

- ・ 目論見書の作成に当たってのガイドライン

### ．実施日

#### 1 ． この規則等は、平成 22 年 7 月 1 日より実施する。

ただし、この規定は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。

#### 2 ． 目論見書の作成に当たってのガイドライン（平成 14 年 3 月 15 日制定）は、本則の制定に伴い、施行日をもって廃止する。